

令和2年度 JASSO 障害学生支援
専門テーマ別セミナー
～ コロナ禍における障害学生支援 ～

これまでの
宮城教育大学 における
障害学生支援

宮城教育大学 は...

2

- 学生数 (R2.4 現在)
 - ▶ 学部生 1,451名 (350名程度/学年)
 - ▶ 大学院生 115名
- 教員数
 - ▶ 99名
- ◆ 教員養成に特化した小規模の単科大学
- ◆ 学校教員の養成に必須な，文系，理系，芸術・体育系の幅広い教育ニーズに応えるカリキュラム，大学組織が構成されている (小さな総合大学)
- ◆ 多様な価値観や多様な人間観に触れることになる

支援を申請した学生の数

3

年度	合計	視覚	聴覚	発達	肢体	病弱・ 虚弱	その他	在籍率 (%) 概数
平成28年度	18	0	10	2	2	4	0	1.1
平成29年度	21	0	10	2	2	7	0	1.3
平成30年度	21	0	9	2	1	6	3	1.3
令和元年度	24	0	10	1	3	7	3	1.5
令和2年度	23	0	9	0	3	8	3	1.4

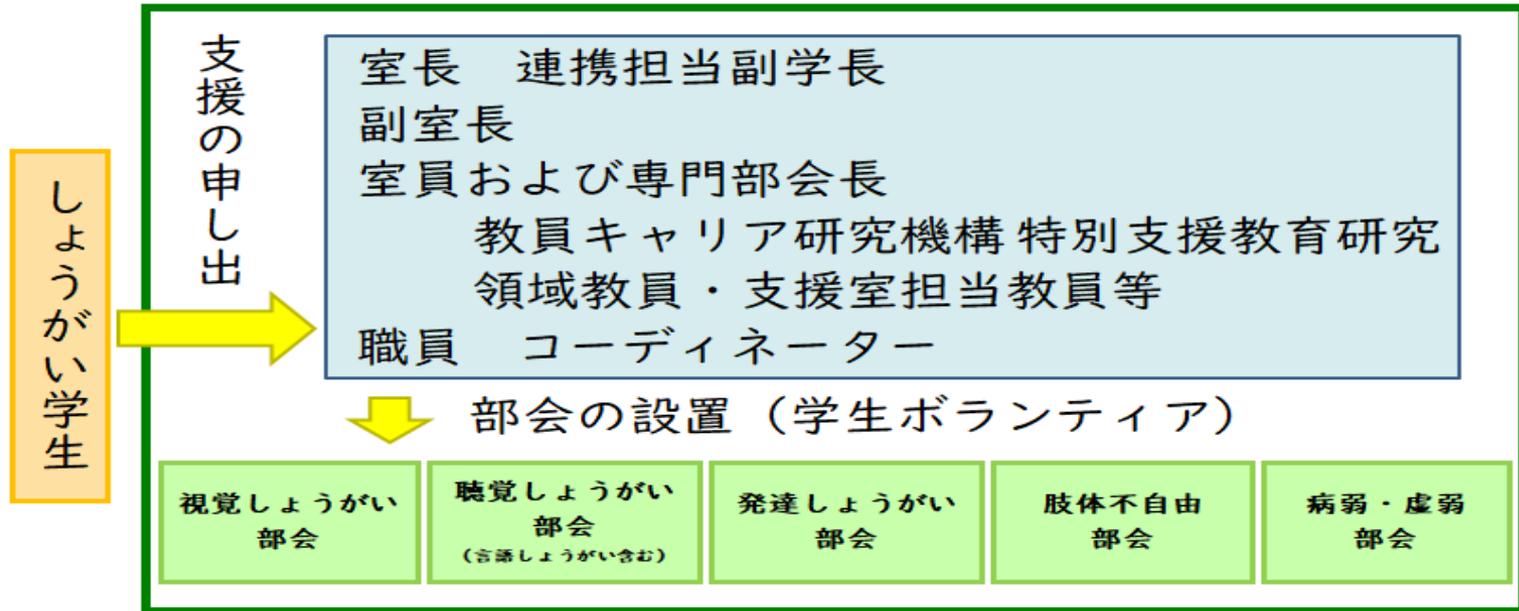
本学の障害学生支援の取り組み

4

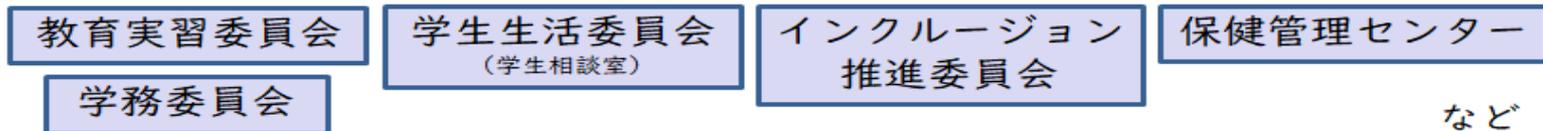
- 平成11（1999）年
 - 学生団体『情報保障の会』結成
- 平成16（2004）年度
 - 全学的組織『障害学生修学支援プロジェクト』設置
- 平成17（2005）年6月
 - 「障害学生支援実施要項」を作成
- 平成17（2005）年12月
 - JASSOネットワーク『拠点大学』
- 平成19（2007）年度～平成22（2010）年度
 - 「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」（学生支援GP）
- 平成21（2009）年度
 - 『しょうがい学生支援室』の設置および「支援室規程」制定



しょうがい学生支援室の体制



各部署等との連携



本学のしょうがい学生支援は、教育理念（「人間力」の育成）
『特別支援教育マインド』の醸成につながる重要な取組

平成24年度大学基準協会における認証評価結果 → 高評価

「しょうがい学生支援室」が目指す支援

- 自己実現の支援
 - 教員という夢の輪郭，“理想の教員像”を具体化
 - “なりたい・ありたい自分”探し
- 自分理解の促進
 - “できないこと”と“支援があればできること”
 - 必要な支援・配慮のイメージ化（“トリセツ”の作成）
- 自己権利擁護の資質の涵養
 - 当たり前前に支援・配慮を受けられる環境の自己創出
 - 教員や周囲の学生との対話を通じ伝える力の育成

支援室 コーディネーターの役割

7

コーディネーター 3名（無期雇用）

3名ともに本学卒業生（内 手話通訳士2名）



高い専門性に裏づけられた
多岐に渡る業務

学内学生への支援

支援学生のスキル
アップ・マナー
研修等

学外からの
相談への対応

支援室 コーディネーターの業務

8

業務	例
しょうがい学生のニーズ把握	潜在的ニーズの把握
ニーズに応じた支援体制の整備	専門部会との協議・連絡調整
しょうがい学生の研修	利用方法・マナーの説明等
支援学生の募集・研修	初心者対象の講習
支援学生のシフト作成・派遣	支援学生の専門領域・支援技術・態度等を総合的に判断して派遣シフトを作成
学内関係職員との連絡調整	関係者への周知・理解普及
学生へのフォローアップ	個別相談・反省会・練習会

ガイダンス

コンサルテーション

カウンセリング

多岐に渡る しょうがい学生支援のコーディネート

支援室のもう一つの重要な役割

- 大学教職員への理解・啓発と相談・支援
 - 授業実施上の相談・支援（随時）
 - FD・SD研修（年2回程度）
 - R1：①「本学における聴覚しょうがい学生支援～授業担当者としてできること～」、②「キャンパスバリアフリープロジェクト報告会～図書館のバリアとその改善案～」
 - R2：①「オンライン授業下におけるより良い授業実施のために～聴覚しょうがい学生対応を中心に～」

- しょうがい学生を“支援する学生”の育成
 - 次世代の教員としての資質の向上
 - 共生社会の実現を担う人間性の涵養

本学におけるボランティアの特徴

10

ボランティア登録人数
126名
全学生数1,566名の
約8.0%
(2020年4月現在)

無償
単位化もしない

純粋な
ボランティア

有償

教育実習校等への
派遣に要する交通費

字幕付けビデオの
作製

学生教育の一環として
位置づけている

ボラ・バイト

学生ボランティアの支援内訳

年度	実人数（延人数） ＜総派遣人数＞	手書き ノート テイク	パソコン ノート テイク	音声認識 通訳	字幕作成	点字作業 等補助
平成28年度	131（210） ＜1,258＞	131	57	0	22	0
平成29年度	126（209） ＜1,188＞	126	51	0	32	0
平成30年度	119（231） ＜1,757＞	119	66	15	31	0
令和 元年度	133（254） ＜2,171＞	133	73	13	35	0
令和 2年度 （12月現在）	126（253） ＜-＞	112	87	19	35	0

合理的配慮 と 建設的対話

～ 対話を通じて“自分理解”を深める支援 ～

本学の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」（平成28年2月10日制定）



「国立大学法人宮城教育大学障害における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規定」（平成29年10月25日制定）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第9条第1項規定
障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）

国立大学法人宮城教育大学障害における
障害を理由とする差別の解消の推進に関する規定

国立大学法人宮城教育大学の教職員（非常勤職員含む）が適切に対応するために必要な事項

第7条（不当な差別的取扱いの禁止）

第8条（合理的配慮の提供）

合理的配慮 と 基礎的環境整備

14

- 「合理的配慮 Reasonable Accommodation」 (署名時仮訳)
 - ❖ 第2条 定義
 - ❖ 「合理的配慮」とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう

- 「ユニバーサル・デザイン (Universal Design)」
 - ❖ 調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で全ての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう
 - ❖ ユニバーサルデザインは、特定の障害者の集団のための補装具が必要な場合には、これを排除するものではない

合理的配慮 と 基礎的環境整備

15

□ 「合理的配慮 Reasonable Accommodation」 (署名時仮訳)

❖ 第2条 定義

- ❖ 「合理的配慮」とは、障害のある者が、他の者と同等の機会を享受し、及び基本的ニーズを満ちさせ、かつ、必要かつ適当な変更又は調整を求め、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう

個別的・具体的な支援 = 「合理的配慮」
Unique な視点

□ 「ユニバーサル デザイン (Universal Design)」

- ❖ 調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で全ての人が利用し、及び、必要かつ適当な変更又は調整を求め、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう

全体に向けた支援 = 「基礎的環境整備」
Universal な視点

- ❖ ユニバーサルデザインは、特定の障害者の集団のための補装具が必要な場合には、これを排除するものではない

合理的配慮 提供のプロセス

16

- 「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の策定について」（平成27年11月：局長通知）
 - ▶ 政府による「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」を踏まえたガイドライン（対応指針）

- ① 本人・保護者からの合理的配慮の申し出
- ② 合意形成に向けた本人・保護者との建設的対話
- ③ 個別の教育支援計画等への明記
- ④ 合理的配慮の提供
- ⑤ 定期的な評価
- ⑥ 柔軟な見直し

意思の
表明

Plan
Do
Check
Action

合理的配慮 提供のプロセス

17

- 「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の策定について」（平成27年11月：局長通知）
 - 政府による「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」を踏まえたガイドライン（対応指針）

なお、意思の表明が困難な障害者が...

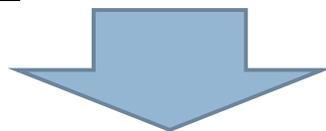
① 「意思の表明がない場合であっても、当該障
② 害者が社会的障壁の除去を必要としていること
③ が明白である場合には、法の趣旨に鑑み、
④ 当該障害者に対して適切と思われる配慮を提
⑤ 案するために建設的対話を働きかけるなど、
⑥ 自主的な取り組みに努めることが望ましい」

教員養成大学だからこそ…の気付き

18

□ 小・中学校等の教員にとって…

- ▶ 障害の有無に関わらず…
- ▶ 子どもたち一人一人の学びを保障することは「**至**
上の命題」である



□ その教員を養成する大学で…

- ▶ 障害の有無に関わらず…
- ▶ 学生一人一人の学びを保障しないということは
「あり得ないこと」である

自分理解を促進する支援

19

- 障害とそれに伴う苦悩（二次的な問題）等を通じて得た様々な経験



- 「成長」につながる意味付けができるよう支える
 - ▶ 「自分理解」の促進

α-機能（母性的包容機能）



- 対話による支援を通じた『バージョン・アップ』ヒトとしての成長・新たなステージへ

共感・共有の可能な存在がカギ

自分理解を促進する支援

20

- 障害とそれに伴う苦悩（二次的な問題）等を通じて得た様々な経験



- 「成長」を促す支援（機能）
 - ▶ 「自分理解」を促す支援（機能）
- モデルとなる先輩や仲間、支援者の存在は大きい

- 対話による支援を通じた『バージョン・アップ』ヒトとしての成長・新たなステージへ

共感・共有の可能な存在がカギ

こころの免疫力 = レジリエンス

21

- 具合が悪い時，誰でも「抵抗力」が弱まっている
 - 健康であれば気にも留めない「不安」や「不満」が襲いかかってくる

- 「自己-対話」の力（≡内省する力）が，カギとなる
 - **良き関係性を通じて**，心の内に築かれた「良き対話の相手」が，われわれの心を支えている．．．こころの免疫システム

異物（苦痛・不快）の排除を可能とする

- ① **良き対話相手を確保すること**
- ② **自己-対話を通じて，自分理解を深めること**

こころの免疫力 = レジリエンス

22

- 具合が悪い時，誰でも「抵抗力」が弱まっている
 - 健康であれば気にも留めない「不安」や「不満」が襲いかかってくる

- 「自己-対話」の力（≡内省する力）が，カギとなる
 - 良き関係性を通じて，心の内に築かれた「良き対話の相手」が，われわれの心を支えている．．．こころの免疫システム

卒後のレジリエンスに寄与≡こころのワクチン接種

- ① 良き対話相手を確保すること
- ② 自己-対話を通じて，自分理解を深めること

特別支援教育の視点から

～ 主体的に障害を生ききるための教育的支援 ～

特別支援教育の「自立活動」の視点から

24

◆ 自立活動

- ▶ 「特別支援学校 教育要領・学習指導要領」に記される特別な教育課程

□ 目的…

- ▶ 「個々の幼児児童生徒が自立を目指し，障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識，技能，態度及び習慣を養い，もって心身の調和的発達の基盤を培うこと」

高等教育機関での教育的支援に期待されること

25

- ① **強みを活かした学び方**，適切な支援方法，教材・教具の探求
 - ▶ 学生自身の主体性を尊重し，プライドにも配慮する
- ② 障害特性を踏まえた，**学び方・生活しづらさを軽減**するための取り組み
 - ▶ ICT機器の活用，ユニバーサルデザインを取り入れた授業
 - ▶ Social Skill Training，アングーマネージメント等
- ③ 学生本人の **学びづらさ・生活しづらさ** に基づく「**特性の自己理解**」を **支える** 取り組み
 - ▶ 将来的な社会参加や自立を視野に入れ，妥当な進路選択が可能となるように
 - ▶ 自己権利擁護 Self-Advocacy の資質を涵養する

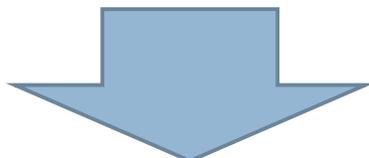
高等教育機関での教育的支援に期待されること

26

- ① **強みを活かした学び方**，適切な支援方法，教材・教具の探求
 - ▶ 学生自身の主体性を尊重し，プライドにも配慮する
- ② 障害特性を踏まえた，**学び方・生活しづらさを軽減**するための取り組み
 - ▶ ICT機器の活用，ユニバーサルデザインを取り入れた授業
 - ▶ Social Skill Training，アングーマネージメント等
- ③ 学生本人の **学びづらさ・生活しづらさ** への対応として、**自立活動の発想！**
「**特性の自己理解**」を支援し、**自立活動**の発想を促す
 - ▶ 将来的な社会参加や自立を視野に入れ，妥当な進路選択が可能となるように
 - ▶ 自己権利擁護 Self-Advocacy の資質を涵養する

高等教育機関での教育的支援の焦点

27



- ① 学び方のカスタマイズ
- ② 感情調整（calm down）の方法，集団適応のためのマナーやスキル，“Common Sense”の獲得
- ③ 障害特性を含めた “自分理解と自己受容”

学習，生活，就労に必要な
支援および環境を自分で創出
することができる力の育成

まとめ

28

◆ 障害のある学生たちは…

- 支援を“受ける”側で在り続けると、受動的な姿勢が常態になってしまう
- 「自分の人生の**自分が主人公だ!**」という感覚を維持し続け、**自らが主体的に支援を求め**、必要な支援やサービスを取捨選択し、なければ引き寄せてくることができるようになってほしい
- 応えるヒトがいること、寄り添うそのヒトとの信頼関係（安全の基地）を起点として、主体的に生きられることを支援する



主体性の涵養，共生社会を生きる力の土台作り